

Ⅱ 特別支援学校における教育の充実

1 一人一人の教育的ニーズに応える教育内容の充実

現状と課題

特別支援学校では、一人一人の障害の特性に配慮し、地域や学校の実情に応じた教育課程を編成し、実施してきています。第1期計画において、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を一人一人に作成し、一斉指導の中で個別の指導内容が身に付けられるよう、それぞれの学びの場で研究を進めてきました。しかしながら、教育課程や各計画等の意味や内容についての教員への周知や、そのことに関する授業への生かし方については、「保護者や地域に説明が不十分」であることや、「計画が授業に生かし切れていない」といった課題があります。

(1) 社会に開かれた教育課程の編成・実施・評価

特別支援学校では、障害の特性に配慮し、学習指導要領を踏まえて教育内容を明確にし、地域や学校の実情に応じた教育課程^{Ⅱ1)}を編成し、実施しています。今後は、これまで以上に地域の人的・物的資源を活用し、地域と連携しながら一人一人の教育的ニーズに一層的確に^{かんよう}応え、豊かな心や創造性の涵養を目指していくことができるように、教師一人一人が本人・保護者・地域に教育課程を説明し、連携していくとともに、組織的かつ計画的に改善していくことが大切です。

(2) 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の活用の強化

特別支援学校においては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成が義務付けられています。各学校では、教育課程とこれらの計画の接続に留意しながら、計画相互の関連性を図り、日々の教育実践に生かしています。

特別支援学校における教育を今後一層充実していくためには、関係機関等と連携し長期的な視点で就学前から卒業後までの切れ目ない支援の必要性から、個別の教育支援計画の活用を強化する必要があります。

また、障害が重度・重複化、多様化している児童生徒の実態に即した指導の充実のため、計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、主体的、対話的で深い学びを保障するなど、より効果的な指導ができるようにしていくため、個別の指導計画の活用についても、より一層強化していくことが必要です。

施策の方向

(1) 社会に開かれた教育課程を実現するための研究や研修等

ア 教員に対する教育課程の理解の深化

学校全体で組織的、計画的な教育課程の編成を進め、すべての教員を対象に教育課程に係る理解を深め、保護者や地域に説明します。

イ 教科別の指導等に係る実践研究及び授業の改善

教科別の指導・領域別の指導や各教科等を合わせた指導に係る実践研究を進めるため、「特別支援学校授業研究協議会^{Ⅱ2)}」を設置し、その成果を共有します。研究発表では、積極的に小・中学校等に授業公開を行い、授業の改善に関する研究を推進します。

ウ 授業研究会の充実

個別の指導計画を活用した授業に係る研究会を校内研修に位置付け、一人一人の教育的ニーズに応える授業について、教員全体で研究を進めます。また、成果や課題を本人・保護者と共有し、積極的に授業改善を行います。

エ 教育課程の改善

授業の改善に関する研究や日々の実践、一人一人の個別の教育支援計画及び個別の指導計画の評価の結果を踏まえ、枠組や内容の改善を行います。

オ 障害の重度・重複化に応じた指導内容・方法の改善

障害の重度・重複化に応じた指導を充実するために、特別支援学校間の協力とともに、外部の専門家や関係機関との密接な連携を図って、子どもの持てる力を最大限に伸ばせるよう、自立活動^{Ⅱ3)}等の指導内容や指導方法の改善を図ります。

(2) 「個別の教育支援計画」を活用した教育の充実等

ア 関係機関との連携による作成及び支援・引継ぎでの活用

個別の教育支援計画を効果的に活用するために、作成段階から、本人・保護者はもちろんのこと、保健、医療、福祉、労働等の関係機関と連携して作成し、その後の関係機関による支援や引継ぎ場面での連携ツールとして活用します。

イ 計画作成の手順・書式・記載例等を示すモデルの開発

特別支援学校と共同して、個別の教育支援計画の作成手順や書式、記載例を示すモデルの開発に取り組み、個別の教育支援計画の作成や活用に課題を有する学校を支援し、成果を共有します。

ウ 計画活用のための実践的研究及び成果の共有・提供

特別支援学校で、個別の教育支援計画活用のための実践的な研究に取り組み、その成果をすべての特別支援学校で共有します。また、地域の特別支援教育のセ

ンターとして、その成果を、各学校に積極的に提供していきます。

(3) 「個別の指導計画」を活用した授業の充実

ア 授業実践を通じた計画の活用

すべての特別支援学校では、一人一人の教育的ニーズに応える授業を組み立てるために、授業実践を通じた個別の指導計画の活用に努めます。

イ 計画作成に関する保護者との連携

すべての特別支援学校では、個別の指導計画について保護者に説明を行い保護者の関心や教育活動に主体的に参加する意識を高め、計画を改善・更新していきます。

ウ 障害特性等実態把握のための検査に係る手引の研究

障害の特性や発達に係る詳細な実態把握を行い、個別の指導計画に生かすために、総合教育センター、大学等の専門家、特別支援学校等と連携して、検査項目や検査手順、評価方法を示す手引の作成について研究します。

エ 特別支援学校における実践集の作成

個別の指導計画を活用した特別支援学校の実践を取りまとめた実践集を作成し、県内すべての学校に提供します。

(4) それぞれの学校における研究

ア 県立盲学校及び県立聾学校における多様なコミュニケーション手段活用のための研究

県立盲学校及び県立聾学校の幼児児童生徒一人一人がそれぞれの実態に応じた多様なコミュニケーション手段^{Ⅱ4)}を活用することができるようにするために、指導内容や指導方法について研究します。

イ 県立盲学校の高等部及び専攻科における新たな教育内容・学科の検討

県立盲学校の高等部及び専攻科においては、現状を維持するとともに、専門性を生かし、引き続き新たな職域開発を目指した教育内容や学科について検討します。

ウ 県立聾学校の高等部及び専攻科における教育内容・学科の検討

県立聾学校の高等部及び専攻科においては、進路選択の状況に対応するために、引き続き教育内容や学科の在り方について検討します。

エ 知的特別支援学校小・中学部における指導内容等の研究開発

知的特別支援学校の小学部、中学部においては、知的障害や自閉症に対応する教育課程を充実させるために、引き続き障害の特性や発達段階に応じた指導内容や指導方法の研究開発に取り組みます。

オ 知的特別支援学校高等部における職業学科と普通科の役割等の検討

知的特別支援学校の高等部（高等特別支援学校を含む。）においては、自立・社会参加を支援する教育内容と方法の充実を図るため、引き続き職業学科と普通科の役割や具体的な教育課程の在り方について研究します。

カ 肢体不自由特別支援学校における外部人材の活用

肢体不自由特別支援学校については、障害の状態に適切に対応した指導を充実させるため、隣接する医療機関等との連携の状況を踏まえ、学校の実情に応じた医師等の専門家^{II5)}の派遣による外部人材の活用を一層推進します。

キ 病弱特別支援学校における心因性疾患に対応した指導内容等の検討

病弱特別支援学校については、心因性疾患の子どもの増加に対応した指導を充実させるため、転入学前に在籍していた学校及び医師や看護師、心理の専門家である臨床心理士等と十分に連携し、疾患に対する基本的な理解の下に、子どもの心理状態等を考慮した指導内容や指導方法について検討します。

ク 病弱特別支援学校における訪問指導の充実

病弱特別支援学校のセンター的機能により、病弱特別支援学校の院内教室等がない病院に3週間未満の入院をする子どもに対して、学習空白を作らず学校教育が受けられるように、訪問指導による教育機会の充実に努めます。

2 交流及び共同学習の推進

現状と課題

交流及び共同学習^{I24)}は、主に特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地の小・中学校と一緒に活動する「居住地校交流」と、各学校と特別支援学校が、行事等を通じて相互に相手校を訪れる「学校間交流」などがあります。

第1期計画において、交流及び共同学習については、特に居住地校交流を取組の重点としてきました。結果として、目標値とした「特別支援学校に在籍する児童生徒の中で、居住地校交流を行う児童生徒の率20%」を、平成27年度は4.1ポイント上回り24.1%（実施回数：406回）となりました。平成28年度は20.2%と実施率は減少しましたが、実施回数は462回と増加しています。これは、新規実施者の開拓が不十分であること、交流内容によって回数を増やすケースと、逆に交流をやめてしまうケースがあると考えられます。したがって、引き続き居住地校交流を中心とした交流及び共同学習の理解啓発を推進し、更なる内容の充実を行っていく必要があります。

(1) 居住地校交流の充実

交流及び共同学習に係る取組の中でも、特に特別支援学校に在籍する児童生徒

が居住地域にある学校で共に学ぶ「居住地校交流」を積極的に進めています。

居住地校交流を実施する児童生徒の数や、一人当たりの回数は年々増加していますが、居住地校の理解を得ることや連携するための時間の確保、居住地校交流支援者^{Ⅱ6)}の活用等、充実に向けて様々な課題を解決するために、引き続き組織的、計画的な実施に係る工夫が必要です。

(2) 学校間交流の発展

交流及び共同学習に係る取組のうち、「学校間交流」は、その教育的効果などに対する各学校の理解も進み、特別支援学校の相手校も増加してきています。

各学校との連携を更に深め、交流及び共同学習の形態や内容を工夫、発展させる必要があります。

施策の方向

(1) 居住地校交流の充実

ア 居住地域に対する理解促進

居住地校交流の推進に当たっては、学校や地域の実情に合わせ、実施に際しての課題を明らかにするとともに、リーフレットの活用等により、居住地域や学校に対して、居住地校交流の意義等についての理解促進を図るため、教育事務所や市町村教育委員会をはじめ、小・中学校等との連携を更に推進します。

イ 居住地校交流支援者の活用

特別支援学校の教員の居住地校交流への付き添いを容易にするため、居住地校交流支援者の活用の仕組みを、今後更に充実させていきます。

ウ 副次的な籍の研究

障害のある子どもと障害のない子どもが共に地域の中で育ち、互いの理解を深め合いながら、より自然な形で交流及び共同学習を行うことができるようにするために、副次的な籍^{Ⅱ7)}について引き続き研究します。

(2) 組織的・計画的な交流及び共同学習に係る研究

組織的、計画的な交流及び共同学習を推進するために、教育課程や個別の指導計画等における位置付けや特別支援学校と小・中学校、高等学校等における指導上の役割分担の在り方、指導方法の工夫などについての実践研究を推進し、研究成果をとりまとめた実践集を作成・活用できるようにします。

3 キャリア教育の推進

現状と課題

キャリア教育^{Ⅱ⁸⁾}については、すべての特別支援学校においてキャリア教育全体計画を作成するとともに、その活用について研究を行っています。

第1期計画において、キャリア教育の一つの成果である高等部卒業生の一般就労率は、毎年35%前後を保ち、全国的にも高い率を達成してきました。一般就労率を更に高め、すべての子どもが自立・社会参加するためには、引き続き、一人一人の卒業後のニーズに合ったキャリア教育を実践し、卒業後も学び続け成長し続けられるよう研究を推進します。

キャリア教育を推進するための体制整備、教育課程等への位置付けや指導計画、指導方法の工夫等については各校の努力に委ねられており、そうした努力の成果を十分に共有できていない状況もあります。各校で得られた成果を県内特別支援学校全体で共有して、キャリア教育を一層充実させていくことが必要です。

施策の方向

(1) 幼稚部・小学部・中学部・高等部の連携による指導計画の作成と実践

幼稚部から高等部卒業後までを見通したキャリア教育に係る指導計画を、幼稚部、小学部、中学部、高等部が連携しながら作成し、授業実践につなげる仕組みを明らかにしていきます。

(2) 指導事例の蓄積と共有化の推進

キャリア教育に係る実践力を高めるために、個別の指導計画を活用した組織的、計画的な指導事例を校内で蓄積、共有していきます。また、各学校で蓄積したキャリア教育に係る指導と校内体制の事例を取りまとめて、すべての特別支援学校で成果の共有を行います。

4 進路指導の充実

現状と課題

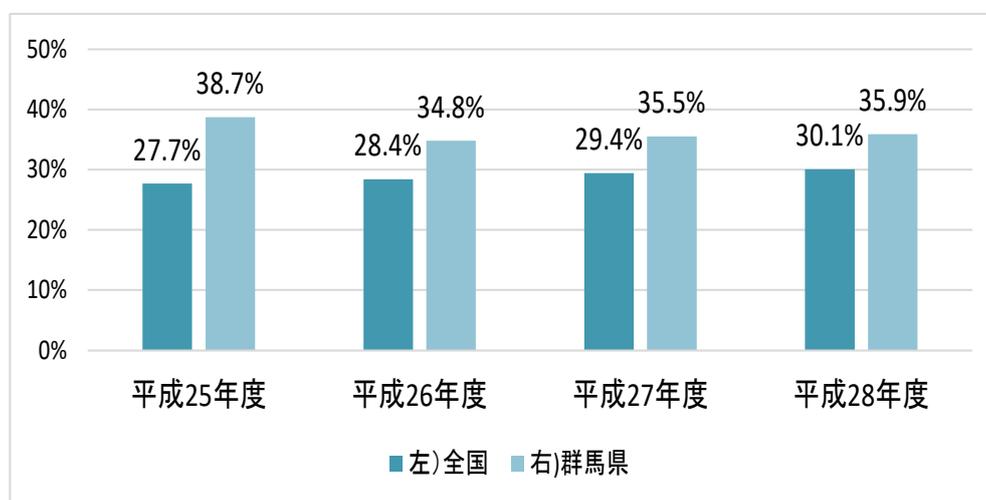
進路指導については、「職業自立推進事業^{Ⅱ⁹⁾}」を中心として、すべての特別支援学校において重点を置いて取り組んできました。その結果、特別支援学校高等部生徒の

の一般就労率^{Ⅱ10)}は、毎年35%前後を保ち、全国的にも高い率を達成しました。引き続き、職業自立推進事業に取り組み、事業の内容や成果を授業実践に生かし、事業の改善を図っていく必要があります。

(1) 校内体制の充実及び関係機関との連携の推進

本県では、全国的にも早い時期から知的高等養護学校（現知的高等特別支援学校）を設置し、職業学科における教育に力を入れてきたところであり、特別支援学校高等部生徒の一般就労率は全国的に見ても高く、平成28年度卒業生では35.9%（全国平均30.1%）でした。

グラフ1 「群馬県特別支援学校高等部生徒の一般就労率」



特別支援学校高等部生徒の進路状況

(学校基本調査:人)

卒業年度	卒業生数 (A)	一般就労 (B)	福祉サービス利用	進学者	その他	一般就労率 (B/A*100)
H 2 5	305	118	170	12	5	38.7%
H 2 6	310	108	187	8	7	34.8%
H 2 7	310	110	170	9	21	35.5%
H 2 8	306	110	167	14	15	35.9%

障害の重度・重複化、多様化及び社会や経済状況の変動等、進路指導をめぐる状況は大きく変化し続けています。こうした状況に対応するため、就業体験^{Ⅱ11)}の充実や、職域開発を目指したビルメンテナンス業務、接客サービス業務、介護サービス業務等についての職業教育の充実に努めていますが、今後更に、新たな職域開発を行うとともに、福祉、労働等の関係機関と一層の連携を図り、進路指導の充実を進めていく必要があります。

施策の方向

(1) 進路選択に係る支援の充実

ア 個別の教育支援計画の活用

より充実した進路及び卒業後の生活について考えることができるように、個別の教育支援計画を活用し、保護者や保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を十分に図ります。

イ 子ども・保護者への進学・就労に係る情報提供

子どもや保護者が適切に進路選択ができるようにするために、進学先や福祉、労働等の関係機関と連携し、進学や就労に係る情報の提供に努めます。

(2) 就労支援の拡充

ア 就業体験先の開拓等の推進

卒業後に一般事業所への就労を希望する生徒については、引き続き「特別支援学校職業自立推進事業」により、特別支援学校に配置された就労支援員による就業体験先の開拓、企業への障害者理解の促進及び仕事内容と生徒のマッチングを進めます。また、労働部局と連携して、県庁等での就業体験の機会を一層拡大します。

イ 職業教育の拡充

新たな職域開発を目指して、福祉・介護サービスに関する職業教育の導入や地域に根ざした作業種の研究開発等を行い、その進展状況を評価しながら、知的特別支援学校に専門コースや専攻科を設置することや職業教育の発展について検討していきます。

ウ 関係機関との連携の強化

国の労働局、障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携を強化し、就労支援及び卒業後の生活支援の充実を図ります。

5 健康教育の推進

現状と課題

第1期計画において、本県は、基本的な生活習慣の形成や生命の安全を守る意識の向上を目指して、(1)「健康教育^{II12)}に係る実践の推進」と(2)「健康や安全の保障に係る取組の充実」という施策を推進してきました。健康の保持増進を図ることは、これからの社会を生き抜く障害のある子どもにとって、生きる力を育む上で大切です。特に、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の障害の状態は重度・重複化、多様化の

傾向にあるため、生活習慣病や感染症等への予防、食生活の偏りや食物アレルギー等への対応など、基本的な生活習慣の形成を図ることがより一層重要であるとともに、そのことに対する教員研修も大切です。

また、自立・社会参加を促すためには、心身の調和のとれた生活が欠かせません。幼児児童生徒の中には、心身の成長発達に伴って、自分の存在に価値や自信が持てない幼児児童生徒が少なからずおり、意欲や気力の低下、対人関係のトラブルや環境の変化による心理的に不安定な状態などが継続している幼児児童生徒も見られます。そのため、心身の成長や発達について正しく理解させるとともに、体や命の大切さなどを学ばせたり、心の健康課題への対応方法を身に付けさせたりするなど心身の健康に関する指導・支援が必要です。

さらに、安全に関する指導では、自然災害、交通事故、不審者への対応などについて、幼児児童生徒が自分の生命の安全を確保し適切な行動が取れるように意識を高める必要もあります。

施策の方向

(1) 健康教育に係る実践の推進

ア 歯科保健指導や食に関する指導等実践的な健康教育^{Ⅱ12)}の推進

幼児児童生徒が自ら積極的に健康の保持増進に取り組む実行力を身に付けることができるようにするため、歯科保健指導^{Ⅱ13)}や食に関する指導などの基本的な生活習慣を形成するための実践的な取組を担当と養護教諭等が協力して推進します。

イ 心身の調和を図るための指導・支援の推進

幼児児童生徒が将来心身の調和のとれた生活を送るために、幼児児童生徒の心身の成長や発達に合わせて、適切な対人関係を育むための指導や心の健康課題への対処を促す支援を行います。

ウ 関係機関との連携の充実

個別の教育支援計画を活用し、福祉機関及び相談機関などの関係機関との連携の充実を図ることで、幼児児童生徒の健康管理の充実を図ります。

エ 校内体制の充実

各特別支援学校と家庭との連携を一層強めていくために、管理職や保健主事、養護教諭を中心とした校内体制の充実を図ります。

(2) 健康や安全に係る取組の充実

ア 教員研修の実施

「特別支援学校医療的ケア支援事業^{Ⅱ14)}」を継続して、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する特別支援学校の教員を対象に、医師、看護師、理学療法士等の専門職と連携し、安全かつ適正な指導・支援の在り方に関する基礎的知識や技能を身に付ける研修を引き続き計画的に実施します。

また、各特別支援学校は、幼児児童生徒の健康や安全を確保するため、各校の実情に応じた救急救命や応急処置、アレルギー疾患への対応等の研修を行います。

イ 事故等発生時対応のための実践的教育の推進及び対応マニュアルの作成

各特別支援学校は、情報の理解や発信、移動などに困難さがある幼児児童生徒の安全を確保するために、障害の状態や特性を踏まえて、事故等^{Ⅱ15)}発生時における対応に関する実践的な教育を推進するとともに、事故等の発生に備えた対応マニュアルを在籍している幼児児童生徒に合わせて作成し、検証を行います。

ウ 「安全に関する指導」事例の蓄積と共有の推進

「安全に関する指導」を実践的に取り組めるように、指導に関する取組や指導事例を校内で蓄積、共有していきます。また、指導事例を取りまとめ、成果の共有を図ります。

また、各特別支援学校は、学校安全計画や危機管理マニュアルをもとに、各校での安全教育や安全管理の方針を保護者や地域住民との間で共有できるように努めます。

【注釈】

- Ⅱ1) 「教育課程」とは、学校全体として、組織的、継続的に児童生徒に対する教育を行っていくために必要な教育計画のこと。各学校が教育活動を進めていく上での基本となるものであり、指導内容を選択し、選択した指導内容を組織して、授業時数を配当して計画化するものである。
- Ⅱ2) 「特別支援学校授業研究協議会」とは、各特別支援学校の研修主任を委員とし、特別支援学校長の会長を委員長とする委員会のこと。幹事には、県教育委員会指導主事等を充てる。
- Ⅱ3) 「自立活動」とは、特別支援学校において、各教科等のほかに、特に設定された領域のこと。平成11年の学習指導要領等の改訂において、それまでの「養護・訓練」の名称が改められたものである。「養護・訓練」は、幼児児童生徒の障害の状態を改善・克服することをねらいとして、昭和46年の学習指導要領の改訂において、新たに盲学校、聾学校及び養護学校(当時)共通に設けられた領域である。そして、一人一人の幼児児童生徒の実態に対応した活動であることや自立を目指した主体的な取組を促す教育活動であることを一層明確にする観点から、「自立活動」に改められた。領域の内容は6区分27項目からなっている。6区分は、①健康の保持、②心理的な安定、③人間関係の形成、④環境の把握、⑤身体の動き、⑥コミュニケーションで、自立活動の指導を行うことによって、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、人間として調和のとれた育成を目指すものである。
- Ⅱ4) 「多様なコミュニケーション手段」とは、文字や点字、手話、指文字、音声言語などを、単独又は組み合わせて用いること。
- Ⅱ5) 「専門家」とは、医師や看護師、大学教授、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、児童相談所長、保健師、指導主事、特別支援教育コーディネーターなどのこと。適宜、チームを組んで派遣を要請する学校に訪問し、援助、助言を行い、医療的ケアや困難なケース等への支援をする。
- Ⅱ6) 「居住地校交流支援者」とは、居住地校交流において特別支援学校の教員が授業時間に引率する場合、手薄となる自校の授業を支援する有償ボランティアのこと。ボランティアの募集、決定は各学校が行い、有償ボランティアに係る経費は、県が支出する。活用時間数については予め提出された計画書に基づいて県教育委員会が決定する。
- Ⅱ7) 「副次的な籍」とは、特別支援学校に通う児童生徒とその子が暮らす地域とのつながりを維持、継続するために、地域の小・中学校等に行って直接的な交流を持ったり、学校便りのやりとりをするなどの間接的な交流を行ったりする際に、小・中学校等に副次的に位置付ける籍のこと。例えば、東京都、埼玉県、横浜市で導入している。東京都では、原則として都立特別支援学校小・中学部在籍者の希望する全員を対象に、校長、保護者、主治医等が協議して実施可能と判断し、地域指定校と協議して当該校長の了解が得られ、交流にかかわる送迎や授業中の支援について保護者等の協力が可能な者であることが認められたとき、直接交流を行うとしている。教育課程上は、「特別活動」又は「各教科等を合わせた指導」に位置付け、個別の指導計画に基づき実施している。直接交流では保護者の付添いを原則としている。
- Ⅱ8) 「キャリア教育」とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と定義され、キャリア発達とは、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程をいう。(中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」(平成23年1月31日))。キャリア発達に係る諸能力については、4領域(人間関係形成能力、情報活用能力、将来設計能力、意思決定能力)8能力(自他の理解能力、コミュニケーション能力、情報収集・探索能力、職業理解能力、役割把握・認識能力、計画実行能力、選択能力、課題解決能力)が例示されてきたが、今後は、基礎的・汎用的能力(人間関係形

成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力) への着実な移行が求められている。

- II 9) 「特別支援学校職業自立推進事業」は、県が実施している特別支援学校高等部生徒の就労支援事業のこと。就労支援員を知的特別支援学校に配置して、職場や就業体験先の開拓、企業に対する理解促進等を行ったり、各校の職業教育の課題解決のために研修を実施したりしている。
- II 10) ここで言う「一般就労率」は、(企業に就職した卒業生数) ÷ (知的特別支援学校高等部全卒業生数) × 100で算出した値のこと。
- II 11) 「就業体験」とは、職場での仕事に従事する他、働くことを中心とした生活全体について体験すること。
- II 12) 「健康教育」とは、心身の健康の保持増進を図るために必要な知識及び態度の習得に関する教育のこと。健康教育の目標は、時代を超えて変わらない健康課題や日々生起する健康課題に対して、一人一人がよりよく解決していく能力や資質を身に付け、生涯を通して健康で安全な生活を送ることができるようにすることとされる。健康教育で取り扱う内容は、次のことが考えられる。1)心身の健康の意義に関すること、2)心身の構造・機能及び発育・発達に関すること、3)心身の健康を高める生活(運動、食事(栄養)、休養、睡眠)や健康を守る制度、仕組みに関すること、4)環境と健康の関わり及び環境の維持改善に関すること、5)傷害や疾病の発生要因と安全の確保や予防・対処・回復に関すること、6)心の健康問題の生じ方や対処の方法と心身の調和に関すること。(平成9年保健体育審議会答申)
- II 13) 「歯科保健指導」とは、日常生活の指導における毎日の取組の中で、歯磨きの後に、鏡で口腔内を確認し、自分でチェック(セルフチェック)する習慣を付けるなどすること。この実践の継続により、歯・口腔を健康な状態に保ち全身の健康状態をよりよく維持することができる。また、むし歯や歯周病などの異常を早期に発見することもできる。
- II 14) 「特別支援学校医療的ケア支援事業」とは、①特別支援学校内における安全・適正な医療的ケア実施体制の整備及び医療的ケアを必要とする児童生徒の教育の充実を目指し、医療機関等から看護師派遣先である事業対象校へ医師を派遣し、教員及び看護師に対して指導・助言を行う「県立特別支援学校医療的ケア支援医師派遣事業」、②たんの吸引等の医療的ケアを必要とする障害の重い子どもの教育の補償と充実を目指し、医療機関のある肢体不自由施設から県立特別支援学校に対して看護師を派遣する「県立特別支援学校訪問看護事業」、③学校における医療的ケア実施体制整備を支援する「県立特別支援学校医療的ケア支援事業運営協議会」等の県が実施している事業のこと。本事業は、平成29年度、肢体不自由特別支援学校3校だけでなく、知的特別支援学校6校でも実施している。
- II 15) 「事故等」とは、事故や事件、自然災害のことを指す。(第2次学校安全の推進に関する計画(文部科学省初等中等局 H29年3月24日)参考)
-